

## ○給与所得者に対する注意事項①

### ◎平成 28 年から次の改正があります。ご注意ください！

#### ○ 社会保障・税番号制度《マイナンバー制度》が始まります



##### ① 個人番号（マイナンバー）の概要

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する方（住民票がある外国人を含みます。）に、市区町村から平成 27 年 10 月以降、通知カードにより通知されます。

通知カードとは、個人番号を通知するために、市区町村から送付されるカードで、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載されます。



個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに平成 28 年 1 月以降に交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。



##### ② 扶養控除等（異動）申告書への番号記載

平成 28 年 1 月 1 日以後に給与支払者に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要があります。

なお、平成 28 年分の扶養控除等（異動）申告書について、平成 27 年 12 月末までに給与支払者に提出する場合には、個人番号を記載する必要はありませんが、給与支払者の求めに応じて、個人番号を記載したものを提出しても差し支えないこととされています。

（注） 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出する場合も上記と同様の扱いとなります。

##### ③ 個人番号の本人確認

扶養控除等（異動）申告書に記載した個人番号のうち、給与所得者本人の個人番号については給与支払者が本人確認（番号確認＋身元確認）をする必要がありますので、給与支払者に対して、通知カード又は個人番号カードを提示する必要があります<sup>（注）</sup>。

なお、扶養控除等（異動）申告書に記載した控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の個人番号は、給与所得者本人が本人確認をすることになっていますので、給与支払者には、これらの親族の通知カード等を提示する必要はありません。

（注） 通知カードを提示する場合には、別途、身元確認のできるもの（例：運転免許証など）の提示も必要になりますが、雇用契約成立時に本人であることの確認を受けている従業員の方は、対面による確認を受けることにより、身元確認のできるものを提示する必要はありません。

## ○ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

平成 28 年 1 月以後に支払を受けるべき給与等について、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を給与支払者に提示又は提出しなければならないこととされました。

##### ① 親族関係書類

次のいずれかの書類で、あなたの親族であることを証明するものをいいます。

- イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
- ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載のあるもの）

##### ② 送金関係書類

次の書類で、扶養控除等の適用を受けようとする年に、その親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- イ 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により、その親族への支払が明らかになるもの
- ロ いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、その親族がクレジットカードを利用して商品等を購入することにより、その代金をあなたから受領したことが明らかになるもの